農地法第３条第１項の許可に係る審査基準

熊谷市農業委員会

行政手続法（平成５年法律第８８号。以下、「手続法」という。）第５条の規定に基づき、次のとおり農地法（昭和２７年法律第２２９号。以下、「法」という。）第３条第１項の許可に係る審査基準を定める。

熊谷市農業委員会が、法第３条第１項の許可に係る審査を行うときは、法、農地法施行令（昭和２７年政令第４４５号。）及び農地法施行規則（昭和２７年農林省令第７９号。）の定めによるほか、平成１２年６月１２日付け農林水産事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準について」に基づいて審査を行う。